



金 沢 市 公 報

第 2 6 7 9 号 の 2

平成23年(2011年)1月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ
告 示	
地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	1
市道の路線の認定について (道路管理課)	1
市道の路線の変更について (")	3
市道の区域の決定について (")	4
道路の供用の開始について (")	5
公 告	
予防接種を行う医師の承諾の撤回について (健康総務課)	6
都市計画法の規定に基づく都市計画の決定について (都市計画課)	7

教育委員会告示

昭和53年教育委員会告示第1号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部改正について (文化財保護課) 7

公営企業告示

金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課) 7
 金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (") 8

公営企業公告

指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事業の廃止について (企業総務課) 10
 下水道排水設備工事事業者の指定について (") 10

告 示

●金沢市告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年1月11日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
海浜町会	代表者の氏名及び住所	川上 洋司 金沢市赤土町ワ72番地2	橋谷田 正博 金沢市赤土町ワ45番地4	平成23年1月1日

●金沢市告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成23年1月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成23年1月11日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1106	彦三町2丁目線 11号	彦 三 町 2 丁 目 彦 三 町 2 丁 目	203番 4先から 203番 5先まで
1140	駅西本町1丁目線 15号	駅 西 本 町 1 丁 目 駅 西 本 町 1 丁 目	707番 1先から 707番 3先まで
1601	寺町1丁目線 16号	寺 町 1 丁 目 寺 町 1 丁 目	482番 10先から 482番 7先まで

1612	緑が丘線 20号	緑が丘 緑が丘	173番 1先から 173番 7先まで	
2712	金石本町線 5号	金石本町イ 金石本町イ	35番 1先から 34番 7先まで	
3212	大徳12号 寺中町線 45号	寺中町へ 寺中町へ	25番 1先から 25番 2先まで	
3212	大徳12号 寺中町線 46号	寺中町へ 寺中町へ	33番 3先から 33番 1先まで	
3221	大徳21号 松村5丁目線 27号	松村5丁目 松村5丁目	274番 2先から 274番 6先まで	
3221	大徳21号 松村5丁目線 28号	松村5丁目 松村5丁目	272番 1先から 272番 3先まで	
3232	大徳32号 畝田東2丁目線 16号	畝田東2丁目 畝田東2丁目	113番 5先から 113番 6先まで	
3232	大徳32号 畝田東2丁目線 17号	畝田東2丁目 畝田東2丁目	111番 1先から 111番 3先まで	
3233	大徳33号 畝田東3丁目線 8号	畝田東3丁目 畝田東3丁目	130番 1先から 130番 3先まで	
3512	弓取12号 割出町線 35号	割出町 割出町	59番 8先から 59番 11先まで	
3515	弓取15号 諸江町中丁線 29号	諸江町中丁 諸江町中丁	436番 3先から 436番 1先まで	
3515	弓取15号 諸江町中丁線 30号	諸江町中丁 諸江町中丁	441番 5先から 441番 6先まで	
3515	弓取15号 諸江町中丁線 31号	諸江町中丁 諸江町中丁	222番 5先から 222番 7先まで	
3515	弓取15号 諸江町中丁線 32号	諸江町中丁 諸江町中丁	276番 3先から 276番 1先まで	
3516	弓取16号 諸江町下丁線 43号	諸江町下丁 諸江町下丁	208番 5先から 208番 3先まで	
3516	弓取16号 諸江町下丁線 44号	諸江町下丁 諸江町下丁	293番 7先から 293番 1先まで	
3607	戸板7号 示野町線 46号	戸板第二土地区画整理事業地内 戸板第二土地区画整理事業地内	98街区 1番 先から 98街区 5番 先まで	
3623	戸板23号 戸板北線 10号	戸板第二土地区画整理事業地内 戸板第二土地区画整理事業地内	28街区 12番 先から 26街区 5番 先まで	
3623	戸板23号 戸板北線 11号	戸板第二土地区画整理事業地内 戸板第二土地区画整理事業地内	30街区 12番 先から 30街区 7番 先まで	
3623	戸板23号 戸板北線 12号	戸板第二土地区画整理事業地内 戸板第二土地区画整理事業地内	29街区 10・1番 先から 29街区 6番 先まで	
3623	戸板23号 戸板北線 13号	戸板第二土地区画整理事業地内 戸板第二土地区画整理事業地内	25街区 1番 先から 32街区 1番 先まで	
3623	戸板23号 戸板北線 14号	戸板第二土地区画整理事業地内 戸板第二土地区画整理事業地内	25街区 18・1番 先から 24街区 5番 先まで	
3623	戸板23号 戸板北線 15号	戸板第二土地区画整理事業地内 戸板第二土地区画整理事業地内	33街区 5・1番 先から 33街区 1番 先まで	

3623	戸板 23号	戸板第二土地区画整理事業地内	34街区	1・1番	先から
	戸板北線 16号	戸板第二土地区画整理事業地内	35街区	20番	先まで
3623	戸板 23号	戸板第二土地区画整理事業地内	34街区	16番	先から
	戸板北線 17号	戸板第二土地区画整理事業地内	34街区	9番	先まで
3623	戸板 23号	戸板第二土地区画整理事業地内	25街区	9番	先から
	戸板北線 18号	戸板第二土地区画整理事業地内	25街区	10番	先まで
3623	戸板 23号	戸板第二土地区画整理事業地内	17 B 街区	1番	先から
	戸板北線 19号	戸板第二土地区画整理事業地内	17 A 街区	2番	先まで
4446	小坂 46号	高柳 町 二字	35番	10先から	
	高柳町線 29号	高柳 町 二字	35番	14先まで	
4450	小坂 50号	小坂 町 イ	160番	14先から	
	小坂町西線 35号	三池 町	197番	83先まで	
4450	小坂 50号	小坂 町 イ	160番	13先から	
	小坂町西線 36号	小坂 町 八	1番	15先まで	
4450	小坂 50号	小坂 町 八	1番	12先から	
	小坂町西線 37号	三池 町	197番	83先まで	

●金沢市告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成23年1月11日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成23年1月11日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	新旧の別	路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
112	旧	1級幹線112号	桜田 町 7街区 2番 先から 玉銚 4 丁目 18番 1先まで	
	新	若宮・玉銚線	戸板第二土地区画整理事業地内 17 A 街区 2番 先から 玉銚 4 丁目 18番 1先まで	
1612	旧	緑が丘線 2号	緑が 丘 198番 先から 緑が 丘 214番 1先まで	
	新		緑が 丘 173番 3先から 緑が 丘 214番 1先まで	
3023	旧	二塚 23号	古府 2 丁目 246番 先から 古府 2 丁目 245番 先まで	
	新	古府町線枝 1号	古府 2 丁目 246番 先から 古府 2 丁目 242番 2先まで	
3623	旧	戸板 23号	戸板第二土地区画整理事業地内 35街区 11番 先から 戸板第二土地区画整理事業地内 43街区 15番 先まで	
	新	戸板北線 9号	戸板第二土地区画整理事業地内 24街区 4番 先から 戸板第二土地区画整理事業地内 43街区 15番 先まで	
3717	旧	鞍月 17号	近岡 町 114番 4先から 近岡 町 114番 4先まで	
	新	近岡町線 22号	近岡 町 114番 4先から 近岡 町 113番 1先まで	

●金沢市告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成23年1月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成23年1月11日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
1 級幹線	1 級幹線112号若宮・玉鉾線	12.0 ~ 17.2	1,653
一般市道	彦三町2丁目線11号	6.0	22
一般市道	駅西本町1丁目線15号	6.0	22
一般市道	寺町1丁目線16号	5.5	70
一般市道	緑が丘線2号	3.8 ~ 5.0	54
一般市道	緑が丘線20号	6.0	83
一般市道	金石本町線5号	4.0	38
一般市道	二塚23号古府町線枝1号	2.1 ~ 6.0	51
一般市道	大徳12号寺中町線45号	5.0 ~ 10.0	34
一般市道	大徳12号寺中町線46号	6.0 ~ 12.0	34
一般市道	大徳21号松村5丁目線27号	5.0 ~ 10.0	38
一般市道	大徳21号松村5丁目線28号	5.0	32
一般市道	大徳32号畝田東2丁目線16号	5.0 ~ 16.0	29
一般市道	大徳32号畝田東2丁目線17号	5.0 ~ 10.0	28
一般市道	大徳33号畝田東3丁目線8号	5.0	29
一般市道	弓取12号割出町線35号	5.0 ~ 10.0	34
一般市道	弓取15号諸江町中丁線29号	5.5	30
一般市道	弓取15号諸江町中丁線30号	6.0 ~ 10.0	29
一般市道	弓取15号諸江町中丁線31号	5.0	34
一般市道	弓取15号諸江町中丁線32号	5.0 ~ 10.0	29
一般市道	弓取16号諸江町下丁線43号	5.0	34
一般市道	弓取16号諸江町下丁線44号	6.0	44
一般市道	戸板7号示野町線46号	16.0 ~ 17.0	81
一般市道	戸板23号戸板北線9号	7.5 ~ 13.2	379
一般市道	戸板23号戸板北線10号	6.0	210
一般市道	戸板23号戸板北線11号	6.0	104
一般市道	戸板23号戸板北線12号	6.0	83
一般市道	戸板23号戸板北線13号	14.0	149
一般市道	戸板23号戸板北線14号	6.0	206
一般市道	戸板23号戸板北線15号	6.0	83
一般市道	戸板23号戸板北線16号	6.0	73
一般市道	戸板23号戸板北線17号	6.0	143
一般市道	戸板23号戸板北線18号	6.0	40
一般市道	戸板23号戸板北線19号	8.0	79
一般市道	鞍月17号近岡町線22号	4.9 ~ 6.0	34
一般市道	小坂46号高柳町線29号	6.0 ~ 12.0	41
一般市道	小坂50号小坂町西線35号	6.0	209
一般市道	小坂50号小坂町西線36号	6.0	63
一般市道	小坂50号小坂町西線37号	6.0	92

●金沢市告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成23年1月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成23年1月11日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
1 級 幹 線 112号 若 宮 ・ 玉 鉾 線	戸板第二土地区画整理事業地内 17A街区 2 番 先から 玉 鉾 4 丁 目 18番 1先まで	平成23年1月11日
彦三町2丁目線 11号	彦 三 町 2 丁 目 203番 4先から 彦 三 町 2 丁 目 203番 5先まで	〃
駅西本町1丁目線 15号	駅 西 本 町 1 丁 目 707番 1先から 駅 西 本 町 1 丁 目 707番 3先まで	〃
寺 町 1 丁 目 線 16号	寺 町 1 丁 目 482番 10先から 寺 町 1 丁 目 482番 7先まで	〃
緑 が 丘 線 2号	緑 が 丘 173番 3先から 緑 が 丘 214番 1先まで	〃
緑 が 丘 線 20号	緑 が 丘 173番 1先から 緑 が 丘 173番 7先まで	〃
金 石 本 町 線 5号	金 石 本 町 イ 35番 1先から 金 石 本 町 イ 34番 7先まで	〃
二 塚 23号 古 府 町 線 枝 1号	古 府 2 丁 目 246番 先から 古 府 2 丁 目 242番 2先まで	〃
大 徳 12号 寺 中 町 線 45号	寺 中 町 へ 25番 1先から 寺 中 町 へ 25番 2先まで	〃
大 徳 12号 寺 中 町 線 46号	寺 中 町 へ 33番 3先から 寺 中 町 へ 33番 1先まで	〃
大 徳 21号 松 村 5 丁 目 線 27号	松 村 5 丁 目 274番 2先から 松 村 5 丁 目 274番 6先まで	〃
大 徳 21号 松 村 5 丁 目 線 28号	松 村 5 丁 目 272番 1先から 松 村 5 丁 目 272番 3先まで	〃
大 徳 32号 畝 田 東 2 丁 目 線 16号	畝 田 東 2 丁 目 113番 5先から 畝 田 東 2 丁 目 113番 6先まで	〃
大 徳 32号 畝 田 東 2 丁 目 線 17号	畝 田 東 2 丁 目 111番 1先から 畝 田 東 2 丁 目 111番 3先まで	〃
大 徳 33号 畝 田 東 3 丁 目 線 8号	畝 田 東 3 丁 目 130番 1先から 畝 田 東 3 丁 目 130番 3先まで	〃
弓 取 12号 割 出 町 線 35号	割 出 町 59番 8先から 割 出 町 59番 11先まで	〃
弓 取 15号 諸 江 町 中 丁 線 29号	諸 江 町 中 丁 436番 3先から 諸 江 町 中 丁 436番 1先まで	〃
弓 取 15号 諸 江 町 中 丁 線 30号	諸 江 町 中 丁 441番 5先から 諸 江 町 中 丁 441番 6先まで	〃
弓 取 15号 諸 江 町 中 丁 線 31号	諸 江 町 中 丁 222番 5先から 諸 江 町 中 丁 222番 7先まで	〃
弓 取 15号 諸 江 町 中 丁 線 32号	諸 江 町 中 丁 276番 3先から 諸 江 町 中 丁 276番 1先まで	〃

弓 取 16号 諸江町下丁線 43号	諸 江 町 下 丁 諸 江 町 下 丁	208番 5 208番 3	先から 先まで	〃
弓 取 16号 諸江町下丁線 44号	諸 江 町 下 丁 諸 江 町 下 丁	293番 7 293番 1	先から 先まで	〃
戸 板 7号 示野町線 46号	戸板第二土地画整理事業地内 戸板第二土地画整理事業地内	98街区 1番 98街区 5番	先から 先まで	〃
戸 板 23号 戸板北線 9号	戸板第二土地画整理事業地内 戸板第二土地画整理事業地内	24街区 4番 43街区 15番	先から 先まで	〃
戸 板 23号 戸板北線 10号	戸板第二土地画整理事業地内 戸板第二土地画整理事業地内	28街区 12番 26街区 5番	先から 先まで	〃
戸 板 23号 戸板北線 11号	戸板第二土地画整理事業地内 戸板第二土地画整理事業地内	30街区 12番 30街区 7番	先から 先まで	〃
戸 板 23号 戸板北線 12号	戸板第二土地画整理事業地内 戸板第二土地画整理事業地内	29街区 10・1番 29街区 6番	先から 先まで	〃
戸 板 23号 戸板北線 13号	戸板第二土地画整理事業地内 戸板第二土地画整理事業地内	25街区 1番 32街区 1番	先から 先まで	〃
戸 板 23号 戸板北線 14号	戸板第二土地画整理事業地内 戸板第二土地画整理事業地内	25街区 18・1番 24街区 5番	先から 先まで	〃
戸 板 23号 戸板北線 15号	戸板第二土地画整理事業地内 戸板第二土地画整理事業地内	33街区 5・1番 33街区 1番	先から 先まで	〃
戸 板 23号 戸板北線 16号	戸板第二土地画整理事業地内 戸板第二土地画整理事業地内	34街区 1・1番 35街区 20番	先から 先まで	〃
戸 板 23号 戸板北線 17号	戸板第二土地画整理事業地内 戸板第二土地画整理事業地内	34街区 16番 34街区 9番	先から 先まで	〃
戸 板 23号 戸板北線 18号	戸板第二土地画整理事業地内 戸板第二土地画整理事業地内	25街区 9番 25街区 10番	先から 先まで	〃
戸 板 23号 戸板北線 19号	戸板第二土地画整理事業地内 戸板第二土地画整理事業地内	17B街区 1番 17A街区 2番	先から 先まで	〃
鞍 月 17号 近岡町線 22号	近 岡 町 近 岡 町	114番 4 113番 1	先から 先まで	〃
小 坂 46号 高柳町線 29号	高 柳 町 二 字 高 柳 町 二 字	35番 10 35番 14	先から 先まで	〃
小 坂 50号 小坂町西線 35号	小 坂 町 イ 三 池 町	160番 14 197番 83	先から 先まで	〃
小 坂 50号 小坂町西線 36号	小 坂 町 イ 小 坂 町 八	160番 13 1番 15	先から 先まで	〃
小 坂 50号 小坂町西線 37号	小 坂 町 八 三 池 町	1番 12 197番 83	先から 先まで	〃

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の医師の承諾が撤回されたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成23年1月11日

金沢市長 山 野 之 義

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		承諾撤回年月日
	医 療 機 関 名	所 在 地	
上川 吉彦 額 浩一 谷 まゆ子	上川医院	金沢市大手町9番13号	平成22年12月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成23年1月11日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を決定する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金沢都市計画 地区計画	金沢市小坂町、三池町及び高柳町の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成23年1月11日から 同月25日まで	ガーデンシティ 小坂地区 地区計画

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第1号

昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。

平成23年1月11日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

表に次のように加える。

絵画	しほんぼくがほていず 紙本墨画布袋図	1幅	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市	指定平成23年1月11日
絵画	けんぼんちやくしよくうずらず 絹本著色鶉図	1幅	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市	指定平成23年1月11日

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第1号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年1月11日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

1 平成22年9月1日から同年11月30日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 47,460円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 57,670円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 48,730円

2 原料価格変動額 15,000円

算式 63,730円（1トン当たり基準平均原料価格）- 48,730円（1トン当たり平均原料価格）= 15,000円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 15,000円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から12.30円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

- 4 平成23年2月1日から同月28日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	214円45銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	212円45銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	199円95銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	198円12銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	193円12銭

●金沢市公営企業告示第2号

金沢市液化石油ガス供給条例 (昭和63年条例第5号) 第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年1月11日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成22年9月1日から同年11月30日までの平均原料価格
1トン当たり 57,670円
- (2) 原料価格変動額 30,300円
算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 57,670円 (1トン当たり平均原料価格) = 30,300円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 30,300円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から61.82円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成23年2月1日から同月28日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	359円48銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	350円38銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成22年9月1日から同年11月30日までの平均原料価格
1トン当たり 57,670円
- (2) 原料価格変動額 30,300円
算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 57,670円 (1トン当たり平均原料価格) = 30,300円 (100円

未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 30,300円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から61.82円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成23年2月1日から同月28日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	359円56銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	350円46銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成22年9月1日から同年11月30日までの平均原料価格

1トン当たり 57,670円

- (2) 原料価格変動額 30,300円

算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 57,670円 (1トン当たり平均原料価格) = 30,300円 (100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 30,300円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から61.82円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成23年2月1日から同月28日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	338円33銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	329円23銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成22年9月1日から同年11月30日までの平均原料価格

1トン当たり 57,670円

- (2) 原料価格変動額 30,300円

算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 57,670円 (1トン当たり平均原料価格) = 30,300円 (100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 30,300円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から61.82円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成23年2月1日から同月28日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	381円94銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	372円84銭

公 営 企 業 公 告

金沢市指定給水装置工事事業者規程(平成9年公営企業管理規程第12号)第6条の規定により、次の指定給水装置工事事業者から、給水装置工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成23年1月11日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所在地	届出年月日
206	石崎環境設備	金沢市千木町ル9番地1	平成22年12月10日
320	株式会社 三晴	金沢市専光寺町そ8番地	平成22年12月15日

金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程(平成13年公営企業管理規程第3号)第5条第1項の規定により、平成23年1月4日に次の者を下水道排水設備工事事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成23年1月11日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所在地
551	建築工房 マサダ	金沢市大場町東126番地

平成23年(2011年)1月11日 印刷	発行人	金 沢 市
平成23年(2011年)1月11日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄